

第 98 回運用委員会	資料 1
平成 27 年 10 月 2 日	

(案)

年金積立金管理運用独立行政法人

理事長 三谷 隆博 殿

平成 27 年 9 月 29 日付年企企発第 74 号をもって承認の求めのあった年金積立金管理運用独立行政法人中期計画の変更案については、運用委員会として承認した。

平成 27 年 10 月 2 日

運用委員会委員長 米 澤 康 博

年企企発第74号
平成27年9月29日

運用委員会委員長
米澤康博 殿

年金積立金管理運用独立行政法人
理事長 三谷 隆博

年金積立金管理運用独立行政法人中期計画の変更案について

文書管理規程（平成23年規程第2号）別表第2の第3の3に基づき、中期計画の変更について、別紙のとおり、運用委員会の承認を求めます。

年金積立金管理運用独立行政法人中期計画の変更（案）新旧対照表

変 更 案	現 行
<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 及び2. (略)</p> <p>3. 契約の適正化 <u>公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)により法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。</u></p> <p>4. (略)</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 及び2. (略)</p> <p>3. 契約の適正化 <u>契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとし、契約の適正化を推進する。ただし、事業の特性に応じて合理的な調達を行うこととし、その場合においては、公正性、透明性が十分確保される方法により実施し、契約監視委員会において点検・検証を行う。また、運用受託機関等の選定等運用に関する契約については、運用委員会においても点検・検証を行う。</u></p> <p>4. (略)</p>